

六ヶ所村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 10,972	千円 14,185,219	千円 220,022	千円 1,716,096	% 12.1	% 13.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 174	千円 717,827	千円 111,608	千円 234,177	千円 1,063,612	千円 6,113	千円 5,466

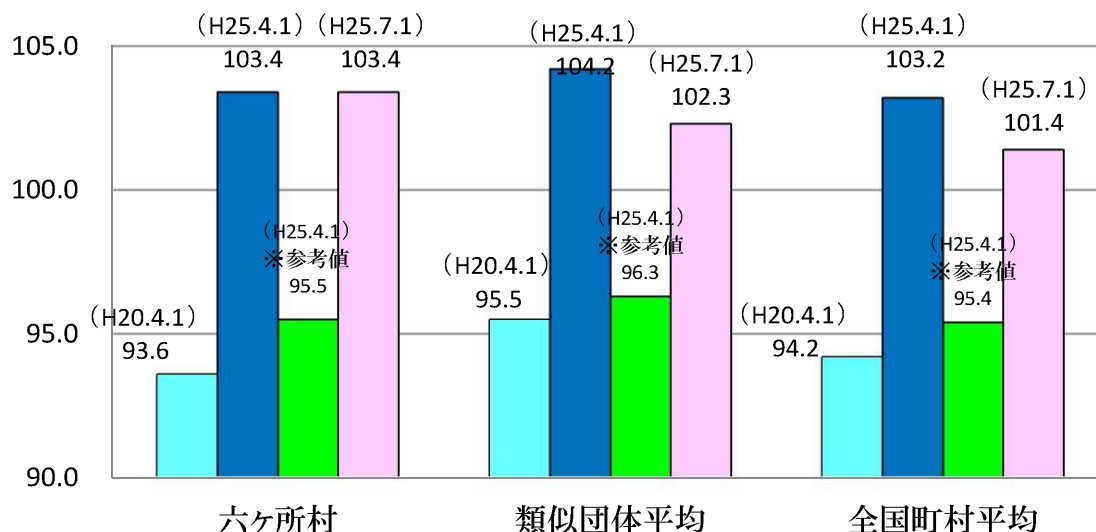
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施時期又は減額を実施していない場合はその理由
未実施	・六ヶ所村は不交付団体であるため、減じられるべき普通交付税がなく、給与減額しないことにより、予算や行政サービスに影響がでることはないため未実施である。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	
(手当)	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

六ヶ所村では人事委員会を設置していないため、省略します。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	42.7 歳	312,200 円	373,397 円	346,741 円
青森県	43.5 歳	336,200 円	403,863 円	368,898 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446) 円	— 円	376,257 円 (405,463) 円
類似団体	42.3 歳	314,293 円	354,477 円	338,543 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	56.8 歳	11 人	347,800 円	379,516 円	360,190 円
うち用務員	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円
うち電話交換	— 歳	2 人	— 円	— 円	— 円
うち運転手	57.2 歳	3 人	348,800 円	401,032 円	355,966 円
うちその他	57.7 歳	5 人	356,700 円	373,548 円	362,608 円
青森県	47.5 歳	405 人	310,500 円	348,775 円	335,060 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850) 円	- 円	309,534 円 (325,400) 円
類似団体	50.6 歳	6 人	286,890 円	303,100 円	295,325 円

区 分	民間			参 考			
	対応する民間類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
六ヶ所村					円	円	
うち用務員	用務員	53.7 歳	202,700 円	/	円	円	/
うち運転手	自家用自動車運転手	56.5 歳	255,100 円	1.40	6,319,784 円	3,528,600 円	1.79

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年～平成24年の3ヶ年平均)
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
 4 個人情報保護の観点から、対象職員が2人以下の場合は非公表(国と同様の取扱い)

③小・中学校 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
六ヶ所村	27.7 歳	236,800 円	261,974 円
青森県	46.2 歳	390,700 円	430,122 円
類似団体	41.2 歳	301,632 円	321,939 円

④医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	48.2 歳	530,000 円	1,191,233 円	592,467 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	50.1 歳	491,680 円 (454,152) 円	— 円	820,425 円 (775,184) 円
類似団体	47.0 歳	522,629 円	1,254,218 円	802,704 円

⑤看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六ヶ所村	46.3 歳	319,200 円	393,367 円	331,505 円
青森県	—	—	—	—
国	46.0 歳	314,592 円 (299,098) 円	— 円	344,120 円 (327,740) 円
類似団体	41.9 歳	295,064 円	326,191 円	303,363 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況 (25年4月1日現在)

区 分		六ヶ所村	青森県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	— 円
	中学卒	121,600 円	125,400 円	— 円
小・中学校 教育職	大学卒	192,800 円	192,800 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (25年4月1日現在)

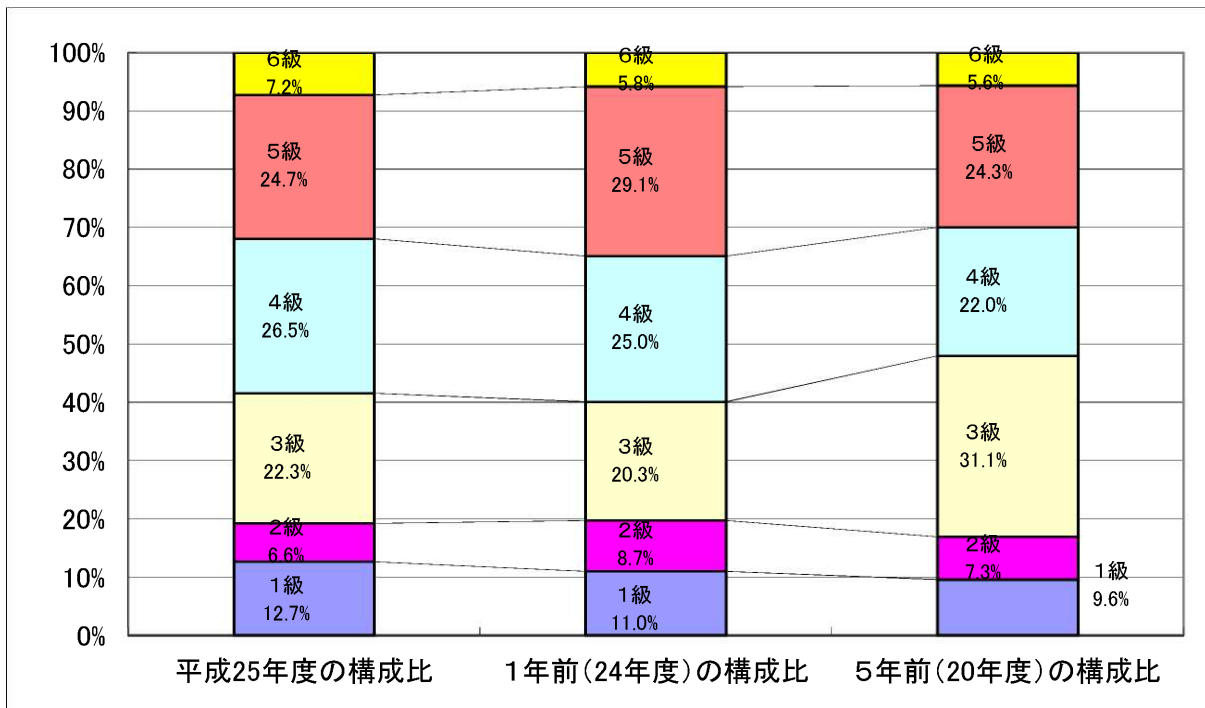
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,600 円	351,900 円	373,500 円	401,300 円
	高校卒	237,500 円	321,000 円	351,000 円	378,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	287,000 円	337,000 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	346,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	主事	21人	12.7%	135,600円	243,700円
2 級	主査	11人	6.6%	185,800円	307,800円
3 級	主幹、係長、総括主査	37人	22.3%	222,900円	354,700円
4 級	課長補佐	44人	26.5%	261,900円	388,300円
5 級	課長、総括課長補佐	41人	24.7%	289,200円	400,600円
6 級	理事、総括課長	12人	7.2%	320,600円	422,600円

- (注) 1 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※平成18年4月1日に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに3級及び4級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

能力・業績に基づく人事評価は、施行に向けて研修中であり未実施であることから、昇給区分に差を設けていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

六ヶ所村	青森県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,402 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,547 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

能力・業績に基づく人事評価は、施行に向けて研修中であり未実施であることから、成績率に差を設けず一律の支給としている。

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

六ヶ所村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	同 右		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	なし)		(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	25,220 千円	353,086 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	19,735 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	1,518,076 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	6.25 %		
手当の種類(手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
巡回検診手当	医師及び歯科医師	医師が検診業務等に 従事したとき	月額5,000円
受託業務手当	医師及び歯科医師	委託者の事業所等 でその業務に従事したとき	受託業務の50/100
往診手当	医師、歯科医師及び看護師等	往診業務に従事したとき	医師往診料の50/100 看護師等往診料の10/100
夜間看護手当	看護師等	夜間に看護等の業務に 従事したとき	1回3,300円
診療手当	医師及び歯科医師	医師が医療業務に従事 したとき	月額450,000円～650,000円
教員特殊勤務手当	小学校及び中学校に勤務する教諭及び助教諭	非常災害緊急補導手当	1日6,000円～6,400円
		修学旅行等引率手当	1日3,400円
		部活指導手当	1日2,400円
		多学年学級担当手当	1日290円～350円
		教育業務連絡指導手当	1日200円

※六ヶ所村行政改革に基づく給与の適正化により、保育士手当、下水処理場作業手当、衛生検査手当、放射線取扱手当の4特殊勤務手当を平成20年3月31日で廃止した。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特殊勤務手当を新設した。

(4) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	32,372 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	223 千円
支給実績(23年度決算)	30,414 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	226 千円

(5) その他の手当 (25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者・・・13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目・・・11,000円 ・上記以外の扶養親族・・・6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合・・・5,000円加算 	同		19,093 千円	207,533 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額・・・27,000円 	同		7,925 千円	255,632 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用者運賃等相当額(定期券等) 支給限度額・・・55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて・・・2,000円～35,000円 	異	自家用車利用の場合24,500円限度	18,754 千円	135,899 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 役職に応じて支給 ・医師・・・50,000円 ・理事級・・・60,000円 ・総括課長級・・・53,000円 ・課長級・・・45,000円 ・出先の長・・・35,000円 ・本庁の総括課長補佐・・・32,000円 ・出先の総括課長補佐・・・28,000円 	異	支給額	30,380 千円	460,303 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給 3,000円～6,000円 	同		— 千円	— 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 一般 4,200円 	同		6,069 千円	65,967 円
	<ul style="list-style-type: none"> 診療所 医師 20,000円 看護師 4,400円 				
夜間看護手当	<ul style="list-style-type: none"> 診療所 深夜の勤務時間が2時間未満～4時間以上 2,000円～3,300円 	同		— 千円	— 円

教員特別手当	小学校又は中学校に勤務する教諭又は助教諭に支給 月額8,000円以下で、職務の級及び号給に応じて支給	異	287 千円	35,850 円
--------	---	---	--------	----------

(注) 公営企業等を除く。

※21年度の給与勧告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を21年12月1日から廃止。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特別手当を新設した。

5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	村 長	767,000 円 (782,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 846,000 円/ 517,200 円	
	副 村 長	630,000 円 (円)	676,000 円/ 508,500 円	
	議 長	291,000 円 (円)	340,000 円/ 247,000 円	
	副 議 長	259,000 円 (円)	270,000 円/ 191,100 円	
	議 員	252,000 円 (円)	260,000 円/ 172,900 円	
	期 末 手 当	村 長	(24年度支給割合)	
副 村 長		2.85	月分	
議 長		(24年度支給割合)		
退 職 手 当	副 議 長	2.85	月分	
	議 員			
	備 考	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	村 長	退職時給料月額×在職月数×100分の45.5	17,078,880 円	任期满了時若し
	副 村 長	退職時給料月額×在職月数×100分の26.5	8,013,600 円	くは退職時

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 収入役については、地方自治法の改正に基づき、平成22年3月25日で廃止。

6 職員数の状況

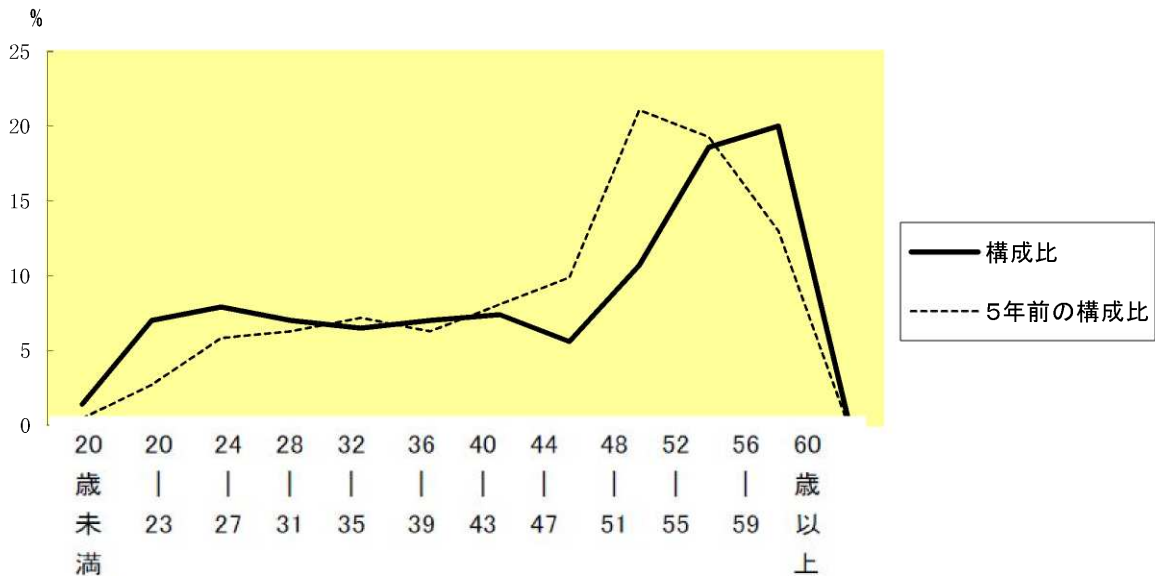
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	業務精査等による増 業務増による
	議 総 務	53	54	1	
	議 税 務	8	9	1	
	議 農 林 水 産	-	-	-	
	議 農 林 水 産	9	9	0	
一般行政部門	農 水 産	4	3	△ 1	業務精査による減 業務精査による減 退職不補充等による減 業務精査による増
	商 工 業	14	12	△ 2	
	土 木 業	45	42	△ 3	
	民 生 業	8	9	1	
	計	143	140	△ 3	
普通会計部門	教育部門	32	31	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.59 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 74.85 人)
	消防部門	-	-	-	
	小 計	175	171	△ 4	
公営企業等	病 院	25	25	0	退職不補充による減
	水 道	4	4	0	
	下 水 道	6	5	△ 1	
	そ の 他	10	10	0	
公営企業等	小 計	45	44	△ 1	
合 計		220 [318]	215 [318]	△ 5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 195.95 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳)	24歳) 27歳)	28歳) 31歳)	32歳) 35歳)	36歳) 39歳)	40歳) 43歳)	44歳) 47歳)	48歳) 51歳)	52歳) 55歳)	56歳) 59歳)	60歳 以上	計
職員数	3人	15人	17人	15人	14人	15人	16人	12人	23人	40人	43人	1人	214人

※年齢別の職員数は、教育長を除く。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門		年 度					過去5年間の増減数・率	
		21年	22年	23年	24年	25年		
一般行政	職員数	149	147	147	143	140	△ 9	△ 6.04
	増 減		△ 2	0	△ 4	△ 3		
教 育	職員数	30	28	28	32	30	0	0.0
	増 減		△ 2	0	4	△ 2		
消 防	職員数							
	増 減							
公 営 企 業 等 会 計	職員数	47	45	45	45	44	△ 3	△ 6.38
	増 減		△ 2	0	0	△ 1		
計	職員数	226	220	220	220	214	△ 12	△ 5.31
	増 減		△ 6	0	0	△ 6		

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 下段「増減」欄は対前年の増減数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 198,602	千円 43,775	千円 20,565	% 10.35	% 12.28

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 4	千円 13,089	千円 2,894	千円 4,605	千円 20,588	千円 5,147

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 454,423	千円 13,266	千円 23,865	% 5.25	% 9.38

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 6	千円 23,573	千円 5,455	千円 7,353	千円 36,381	千円 6,064

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,209

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(3) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
六ヶ所村	37.5 歳	283,767 円	425,000 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 村においては、21年度から水道事業及び下水道事業をあわせて公営企業職員としている。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

六ヶ所村	六ヶ所村(一般行政職)	(参考)団体平均等
1人当たり平均支給額(24年度) 1,236 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,368 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 水道事業 1,476 千円 下水道事業 1,451 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 - 月分 (-)月分 勤勉手当 - 月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(注) 村においては、21年度から水道事業及び下水道事業をあわせて公営企業職員としている。

② 退職手当 (25年4月1日現在)

六ヶ所村	六ヶ所村(一般行政職)	(参考)団体平均等
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 同右 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 - 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 25,220 千円	1人当たり平均支給額 14,889 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	- 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	- 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	- %		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

④ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	1,290 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	161 千円
支給実績（23年度決算）	1,205 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	150 千円

⑤ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者……13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目 ……11,000円 ・上記以外の扶養親族 ……6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 ……5,000円加算 	同	—	2,008 千円	286,786 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間居住者家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額……27,000円 	同	—	374 千円	186,750 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用者運賃等相当額(定期券等)支給限度額……55,000円 ・交通用具使用者片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ……2,000円～24,500円 	同	—	1,397 千円	155,178 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・役職に応じて支給 ・理事級……60,000円 ・総括課長級……53,000円 ・課長級……45,000円 ・本庁の総括課長補佐……32,000円 	同	—	1,260 千円	630,000 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給 3,000円～6,000円 	同	—	— 千円	— 円

※21年度の給与勧告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を21年12月1日から廃止。